

# 島根県報

第一、四七一号

平成十五年五月二十日

(火曜日)

## 目 次

|          |                                        |           |   |
|----------|----------------------------------------|-----------|---|
| 告示       | 生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定              | (健康福祉総務課) | 一 |
| 届出       | 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出              | "         | 一 |
| 土地改良区の役員 | の就任及び退任                                | (農村整備課)   | 二 |
| 道路の区域の変更 |                                        | (道路維持課)   | 三 |
| 道路の供用開始  |                                        | "         | 五 |
| 公告       | 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧              | (環境生活総務課) | 五 |
|          | 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項の規定に基づく貸金業者の登録の取消 | (経営支援課)   | 六 |
|          | 特定調達公告                                 |           |   |
|          | 島根県庁本庁舎清掃警備等業務委託に係る一般競争入札の落札者等         | (管財課)     | 六 |
|          | 人委規則                                   |           |   |
|          | 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則               |           | 六 |
|          | 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則           |           | 七 |
| 正誤       |                                        |           |   |

## 告 示

島根県告示第四百八十八号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

| 医療機関の名称            | 所在地             | 指定年月日       |
|--------------------|-----------------|-------------|
| 医療法人 小田整形外科医院      | 八束郡八雲村日吉一九四番地一〇 | 平成十五年五月一日   |
| 医療法人 益田市中島町口一四五番地三 | 益田市中島町口一四五番地三   | 平成十五年五月一日   |
| 医療法人 しらがみ歯科        | 益田市久城町九一・一二     | 平成十五年五月一日   |
| 乃木福富薬局             | 松江市乃木福富町二九〇     | 平成十五年四月二十四日 |

平成十五年五月二十日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百八十九号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第五十八号中  
 平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第六十号中

平成十五年五月二十日

島根県知事 澄田信義

| 医療機関の名称           | 所在地                  | 廃止年月日       |
|-------------------|----------------------|-------------|
| 大隅順生堂医院           | 邑智郡石見町矢上三八二<br>三     | 平成十五年三月三十一日 |
| 佐貫内科医院            | 八束郡八雲村大字日吉三<br>三三・八六 | 平成十五年四月三十日  |
| 医療法人 小田整形外科<br>医院 | 益田市巾島町口一七四番<br>地一    | 平成十五年四月三十日  |
| しらがみ歯科クリニック       | 益田市久城町九一・二           | 平成十五年四月三十日  |

島根県告示第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年五月二十日

島根県知事 澄田信義

飯石郡三刀屋町土地改良区

一 就任した役員の名氏及び住所

理事

- 山根昊一郎 飯石郡三刀屋町大字給下一四五七番地
- 安井 馨 飯石郡三刀屋町大字乙加宮七九二番地
- 内田 郁夫 飯石郡三刀屋町大字殿河内二二番地二
- 小林 重利 飯石郡三刀屋町大字上熊谷三三一番地
- 宮食 愛伯 飯石郡三刀屋町大字中野一一八番地六
- 障子 勝康 飯石郡三刀屋町大字伊萱七七番一
- 秦 忠義 飯石郡三刀屋町大字里坊一七二番一
- 市場 栄 飯石郡三刀屋町大字古城三八六番地

- 早川 正三 飯石郡三刀屋町大字六重二三八番地四
  - 古林 行吉 飯石郡三刀屋町大字三刀屋二二七番地
  - 陶山一三夫 飯石郡三刀屋町大字粟谷六四〇番地
  - 伊藤 勲 飯石郡三刀屋町大字三刀屋二七六番三
  - 名原 義人 飯石郡三刀屋町大字坂本三〇〇番地
- 監事
- 大石 克美 飯石郡三刀屋町大字根波別所二五七番地
  - 高橋 駿 飯石郡三刀屋町大字高窪三四九番地
  - 高尾 肇 飯石郡三刀屋町大字多久和一三五一番地
- 二 就任年月日  
平成十五年四月十九日
- 三 退任した役員の名氏及び住所
- 理事
- 伊藤 勲 飯石郡三刀屋町大字三刀屋二七六番三
  - 白築 峯 飯石郡三刀屋町大字三刀屋八三三番地
  - 山根昊一郎 飯石郡三刀屋町大字給下一四五七番地
  - 市場 栄 飯石郡三刀屋町大字古城三八六番地
  - 障子 勝康 飯石郡三刀屋町大字伊萱七七番二
  - 陶山一三夫 飯石郡三刀屋町大字粟谷六四〇番地
  - 小林 重利 飯石郡三刀屋町大字上熊谷三三一番地
  - 名原 義人 飯石郡三刀屋町大字坂本三〇〇番地
  - 安井 馨 飯石郡三刀屋町大字乙加宮七九二番地
  - 内田 郁夫 飯石郡三刀屋町大字殿河内二二番地二
  - 石飛 祐吉 飯石郡三刀屋町大字里坊二九九番地
  - 早川 正三 飯石郡三刀屋町大字六重二三八番地四
  - 宮食 愛伯 飯石郡三刀屋町大字中野一一八番地六
- 監事
- 高橋 駿 飯石郡三刀屋町大字高窪三四九番地
  - 高尾 美一 飯石郡三刀屋町大字多久和二一六二番地

大石 克美 飯石郡三刀屋町大字根波別所二五七番地

島根県告示第四百九十一号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八

条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二十日

島根県知事 澄田信義

| 道路の種類        | 路線名       | 道 路 間                                   |   | の 区 域 |                        | 管轄する土木建築事務所の名称               | 備 考                           |   |
|--------------|-----------|-----------------------------------------|---|-------|------------------------|------------------------------|-------------------------------|---|
|              |           | 後                                       | 前 | 敷地の幅員 | 延長                     |                              |                               |   |
| 県 道<br>境美保関線 |           | 八束郡美保関町大字美保関九〇四番一地从先から同大字一五三七番一地从先まで    | 後 | 前     | メートル<br>一〇・〇〇<br>二五・〇〇 | メートル<br>七二〇・〇〇<br>七二〇・〇〇     | 松江土木建築事務所<br>町道移管<br>ダブルウェイ解消 | " |
|              |           |                                         | 後 | 前     | メートル<br>一〇・〇〇<br>二五・〇〇 | メートル<br>七二〇・〇〇<br>七二〇・〇〇     |                               |   |
| "            | 杉戸仁多線     | 飯石郡吉田村大字吉田字梅木五八四番四地从先から同字六一六番一地从先まで     | 後 | 前     | メートル<br>一五・〇〇<br>三三・〇〇 | メートル<br>三五〇・〇〇<br>三五〇・〇〇     | 木次土木建築事務所<br>ダブルウェイ解消<br>村道移管 | " |
|              |           |                                         | 後 | 前     | メートル<br>一五・〇〇<br>三三・〇〇 | メートル<br>三五〇・〇〇<br>三五〇・〇〇     |                               |   |
| "            | 大根島線      | 八束郡八束町大字入江字中筋六二二番六地从先から同町大字波入字西四三二番地先まで | 後 | 前     | メートル<br>一三・〇〇<br>四〇・〇〇 | メートル<br>一、四六〇・〇〇<br>一、四六〇・〇〇 | "                             | " |
|              |           |                                         | 後 | 前     | メートル<br>一三・〇〇<br>四〇・〇〇 | メートル<br>一、四六〇・〇〇<br>一、四六〇・〇〇 |                               |   |
| "            | 平田大社自転車道線 | 出雲市大津町二七四番四地从先から同町二七六番五地先まで             | 後 | 前     | メートル<br>一五・〇〇<br>三三・〇〇 | メートル<br>一〇五・〇〇<br>一〇五・〇〇     | 出雲土木建築事務所                     | " |
|              |           |                                         | 後 | 前     | メートル<br>一五・〇〇<br>三三・〇〇 | メートル<br>一〇五・〇〇<br>一〇五・〇〇     |                               |   |

上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。



島根県告示第四百九十二号  
 道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成十五年五月二十日  
 島根県知事 澄田信義

| 道路の種類 | 路線名         | 供用開始の区間                             | 延長         | 供用開始年月日    | 管轄する土木建築事務所又は土木事務所<br>の名称 | 備考 |
|-------|-------------|-------------------------------------|------------|------------|---------------------------|----|
| 一般国道  | 四百三十二号      | 仁多郡仁多町大字上阿井二六八七番二地先から同大字二六八七番一―地先まで | 五二〇・〇〇メートル | 平成十五年五月二十日 | 仁多土木事務所                   |    |
| 県道    | 境美保関線       | 八束郡美保関町大字美保関九〇四番一地先から同大字一五三七番一―地先まで | 七二〇・〇〇     | "          | 松江土木建築事務所                 |    |
| "     | 平田大社自転車道線   | 出雲市大津町二七四番四地先から同町二七六番五地先まで          | 一〇九・〇〇     | "          | 出雲土木建築事務所                 |    |
| "     | 黒沢安城浜田線     | 浜田市河内町一九四八番九地先から同町一九二五番一―地先まで       | 四五〇・〇〇     | "          | 浜田土木建築事務所                 |    |
| "     | "           | 浜田市河内町一八九二番一―地先から同町三二四三番八地先まで       | 一六〇・〇〇     | "          | "                         |    |
| "     | 美濃地石見横田停車場線 | 益田市虫追町口二五四番一―地先から同町口二五八番一―地先まで      | 八七・〇〇      | "          | 益田土木建築事務所                 |    |

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年五月二十日

一 申請のあった年月日

島根県知事 澄田信義

平成十五年五月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おおだ子どもセンター

三 代表者の氏名

早瀬眞知子

四 主たる事務所の所在地

島根県大田市大田町大田イ七二九番地五

五 定款に記載された目的

この法人は大田および大田周辺地域の子どもに対して、子どもとともに権利主体とし

ての子どもを支援する事業を行ない、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、平成十五年五月二十日次に掲げる貸金業者の登録を取り消したので、回法第四十一条第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二十日

島根県知事 澄田信義

一 名称

西日本クレジットサービス

二 代表者氏名

山中 初

三 主たる営業所の所在地

松江市学園二丁目二番一〇号 西日本総合開発株式会社内

四 登録番号

島根県知事（六）第〇〇一五三号

五 登録年月日

平成十三年八月十八日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年5月20日

島根県知事 澄田信義

1 役務の名称及び数量

島根県庁本庁舎清掃警備等業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成15年3月26日

4 落札者の氏名及び住所

大平ビルサービス株式会社 島根県松江市雑賀町201番地

5 落札金額

23,467,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成15年2月14日

人 事 委 員 会 規 則

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月二十日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

島根県人事委員会規則第十四号

職員との給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年島根県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項第一号中「百分の九十」を「百分の百五（条例第十五条の五第二項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百三十五）」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の六十七・五）」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月二十日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第十五号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和三十二年人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項第一号中「百分の九十」を「百分の百五（条例第二十四条第二項に規定する特定幹部教育職員（次号において「特定幹部教育職員」という。）にあつては、百分の百三十五）」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十二・五（特定幹部教育職員にあつては、百分の六十七・五）」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

正

誤

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第五八号中に誤りがあつたので、次のように

訂正する。

|     |   |        |           |            |
|-----|---|--------|-----------|------------|
| ページ | 段 | 行      | 誤         | 正          |
| 三   | 上 | 始めから三  | 交替制勤務職員   | 交替制等勤務職員   |
| 〃   | 〃 | 始めから十四 | 職員に対して    | 職員に対して、    |
| 〃   | 〃 | 終りから十一 | それぞれに定める額 | それぞれ次に定める額 |

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第六〇号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

|     |   |       |                          |                          |
|-----|---|-------|--------------------------|--------------------------|
| ページ | 段 | 行     | 誤                        | 正                        |
| 二   | 上 | 終りから十 | 特に困難な                    | 特に困難な                    |
| 三   | 上 | 始めから五 | 勤務公署以外の場合                | 勤務公署以外の場所                |
| 〃   | 〃 | 終りから六 | 第三号                      | 前三号                      |
| 四   | 下 | 終りから六 | 島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則 | 島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則 |

平成十五年五月二十日印刷  
平成十五年五月二十日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
印刷所  
松江学  
園南  
松島  
陽根  
印刷  
所

定価一箇月  
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行